

# 古都保存に係る取組の現状や 取り巻く環境の変化について

---

# 目次

---

1. 古都保存法の概要と施行状況 ---P. 2～P.12
2. 古都保存行政を取り巻く環境の変化 ---P.13～P.24

# 1. 古都保存法の概要と施行状況

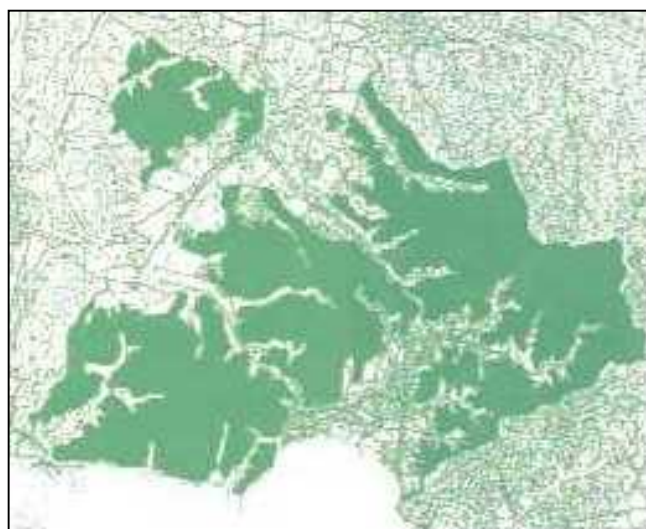
## 法制定の背景

・急激な都市発展等に伴い、昭和30年代後半に全国的に宅地開発が急増、京都、奈良、鎌倉において、文化人や市民団体による**反対運動**が展開された。

### ○鎌倉における開発変遷図(樹林地の推移)

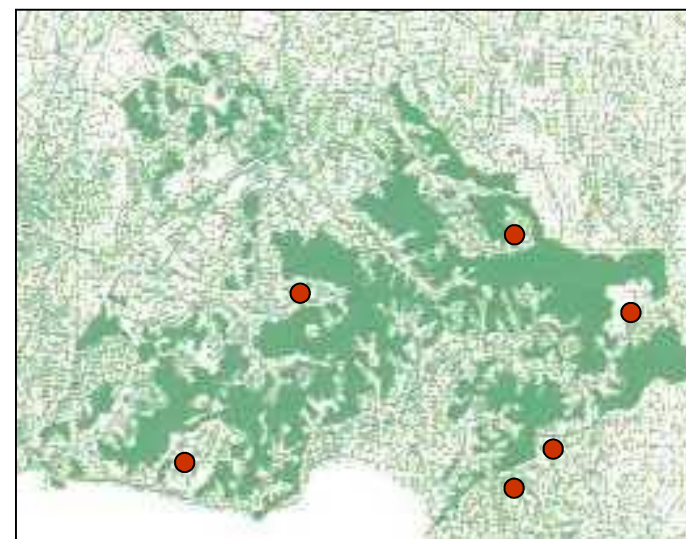
戦後、鎌倉の人口は急増し、樹林地面積は2/3に減少した。

昭和30年代後半の宅地開発の急増は「昭和の鎌倉攻め」と形容された。



昭和22年

人口 約55,000人  
樹林地面積 約2,400ha  
樹林地率 61%



昭和48年

人口 約155,000人  
樹林地面積 約1,600ha  
樹林地率 40%

● 大規模開発案件

(出典: 鎌倉市緑の基本計画)

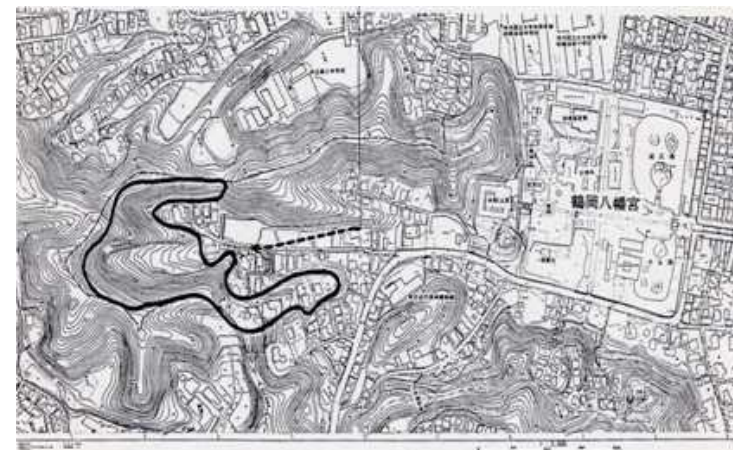
# 1. 古都保存法の概要と施行状況

## 法制定の契機

- ・昭和39年に発生した鎌倉市の鶴岡八幡宮の裏山(通称「御谷(おやつ)」)開発問題や、京都市の双ヶ岡(ならびがおか)開発問題は、幅広い層による反対運動が展開された。
- ・これらの問題は古都保存法制定の契機の1つになったとされている。

### ○ 鎌倉市 御谷(おやつ)騒動 (昭和39年)

- ・ 鎌倉市鶴岡八幡宮の裏山(通称「御谷」)の開発計画に対し、文化団体や文化人、僧侶、学者等、市民による反対運動が巻き起こる
- ・ 行政による数度の調整が行われたが解決に至らず、市民団体等は「風致保存連盟」を結成し、保存運動を展開
- ・ また、鎌倉在住の文化人により「財団法人鎌倉風致保存会」が設立され、買収を目的とした募金活動を開始
- ・ 反対運動発生から約一年後、募金等による買収をもって騒動は収束



御谷騒動の開発予定区域図

### ○ 京都市 双ヶ岡(ならびがおか)開発問題 (昭和39年)

- ・ 名勝に指定されていた双ヶ岡について、所有者の仁和寺が売却を決定し、買収予定者がホテル建設構想を明らかにしたことから、地元住民から売却反対の声が起こる
- ・ 市民団体や学術団体による政府、国会に対する声明が発表された
- ・ 買主側が資金の調達ができず、開発の危機は回避された



双ヶ岡

# 1. 古都保存法の概要と施行状況

## 古都保存法の目的・体系

### ■ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)(昭和41年制定)

(古都:京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市の10都市)

・この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。(法第1条)

### 古都保存法の体系

**歴史的風土保存区域の指定**(国土交通大臣)※関係省庁協議が必要  
【平成26年3月31日現在:32地区、22,487ha】  
・建築物の建築、宅地の造成等について**届出・勧告制**による規制

**歴史的風土保存計画の決定**(国土交通大臣)※関係省庁協議が必要  
・歴史的風土保存区域について、行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項等を記載

保存区域のうち枢要部分について 鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域

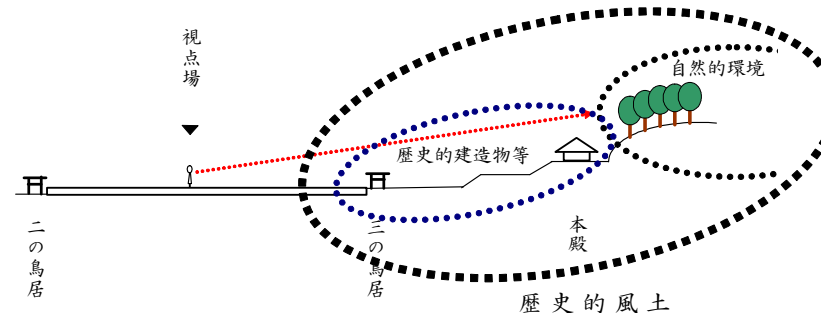
**歴史的風土特別保存地区**について都市計画決定(府県・政令市)  
【平成26年3月31日現在:60地区、8,832ha】  
・建築物の建築、宅地の造成等について**許可制**による規制  
・規制に対する損失補償として土地を買入れる仕組みを導入

**古都保存事業**(社会資本整備総合交付金) **税制措置**

・土地の買入れ(国費率7/10)	・土地の買入れに際し、譲渡所得2,000万円控除
・損失補償(国費率7/10)	・行為制限の内容を踏まえて相続税を評価減
・施設の整備(国費率1/2)	(林地の場合更に3割評価減)
・景観阻害物件の除却(国費率1/2)	



鶴岡八幡宮



歴史的風土の概念図

(歴史的風土審議会資料(平成9年12月)より作図)

# 1. 古都保存法の概要と施行状況

## 古都指定都市

・わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する都市として、京都、奈良、鎌倉等の10都市が古都に指定されている。

### 古都指定都市

奈良県斑鳩町(S41)

法隆寺

京都府京都市(S41)

三千院

滋賀県大津市(H15)

延暦寺

奈良県奈良市(S41)

薬師寺

奈良県橿原市(S41)

藤原宮跡

奈良県明日香村(S41)

石舞台古墳

奈良県桜井市(S41)

大神神社

奈良県天理市(S41)

石上神宮

神奈川県鎌倉市(S41)

鶴岡八幡宮

神奈川県逗子市(H12)

名越切通し

**■ 古都の指定基準(概要)**  
 次の各号に掲げる要件に該当する都市

- ① わが国往時の政治や文化の中心地であった都市。
- ② 文化的資産が集積し、かつ、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、「歴史的風土」を形成している都市。
- ③ 市街化等が顕著で「歴史的風土」の侵犯のおそれがあるため対策を講ずる必要のある都市。

(第2回歴史的風土審議会(S41.5.30)より)

# 1. 古都保存法の概要と施行状況

## 歴史的風土について

### ○鎌倉市における歴史的風土の概念図

- ・12世紀末、源頼朝が幕府を開き政治の中心として繁栄。文化の枢要地としても発展し、数多くの歴史上重要な文化的資産を伝えている。
- ・これらの歴史的・文化的資産と背後丘陵の自然的環境とが一体となり、特色ある風土を形成している。

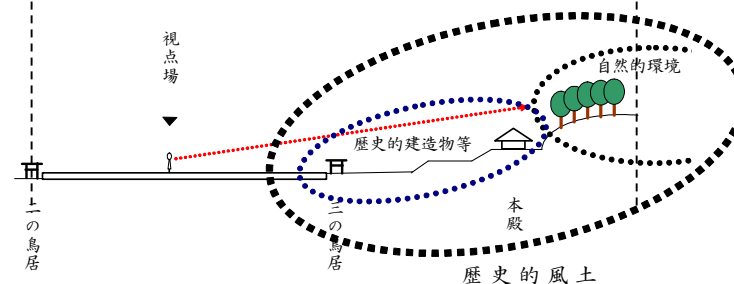


歴史的建造物、遺跡等と一体となった自然的環境

旧市街地・若宮大路等の主要な場所から眺望される景観上の一体性



主として視覚的に認識される区域を歴史的風土保存区域として設定



若宮大路から眺望される歴史的風土

(歴史的風土審議会 第5回古都保存問題等検討小委員会 (H9.12.2)資料より作成)

# 1. 古都保存法の概要と施行状況

## 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区

- ・国は、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地の区域として、歴史的風土保存区域を32地区、22,487ha指定している。(法第4条)
- ・府県または政令市は、歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に歴史的風土特別保存地区を60地区、8,832ha定めている。(法第6条)

### 歴史的風土保存区域・

### 歴史的風土特別保存地区の指定状況

都市名	歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存地区	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
京都市	14	8,513.0	24	2,861.0
奈良市	3	2,776.0	6	1,809.0
斑鳩町	1	536.0	1	80.9
天理市		1,060.0	2	82.2
桜井市	4	1,226.0	1	304.0
橿原市		426.0	4	212.0
明日香村		2,404.0		※ 2,404.0
鎌倉市		982.2	13	573.6
逗子市	5	6.8	-	-
大津市	5	4,557.0	9	505.7
計	32	22,487.0	60	8,832.4

※第1種歴史的風土保存地区(4地区) 125.6ha

第2種歴史的風土保存地区(1地区) 2,278.4ha

国土交通省調べ(平成26年3月31日現在)

### (例)京都市の指定状況



### ■ 歴史的風土保存区域の指定基準

#### ○ 歴史的風土保存区域の選定

歴史的風土保存区域は、次の各号の一に掲げる土地若しくは、これに接続する土地で「歴史的風土」を保存するために必要な土地の区域を選定するものとする。

- 1 歴史上重要な文化的資産に隣接し、これと一体となって歴史的風土を形成している土地の区域
- 2 歴史上重要な文化的資産の借景となって、歴史的風土を形成している土地の区域
- 3 散在する歴史上重要な文化的資産を結び、これらと一連となって歴史的風土を形成している土地の区域

(第2回歴史的風土審議会(S41.5.30)より)



# 1. 古都保存法の概要と施行状況

## 行為規制、損失補償、土地の買入れの制度

- ・歴史的風土保存区域では、建築物の新築等を行う際、府県知事等への届出が必要。(法第7条)
- ・歴史的風土特別保存地区では、建築物の新築等を行う際、府県知事等の許可が必要。(法第8条)
- ・行為の不許可に伴う損失補償(法第9条)や土地の買入れ(法第11条)制度が設けられている。

内 容		歴史的風土保存区域	歴史的風土特別保存地区
指定の主体		国土交通大臣	府県または指定都市の長
届出・申請先		府県または指定都市の長※1	府県または指定都市の長※2
行為の制限方法		届出・勧告	許可・命令
届 出 等 を 要 す る 行 為	建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	○	○
	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	○	○
	木竹の伐採	○	○
	土石の類の採取	○	○
	建築物その他の工作物の色彩の変更	—	○
	屋外広告物の表示又は掲出	—	○
	水面の埋立て又は干拓	○	○
	屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	○	○
損失補償		—	○
土地の買入れ		—	○

※1 奈良県、神奈川県、滋賀県では、条例により県から古都指定都市へ権限移譲。

※2 奈良県、滋賀県では、条例により県から古都指定都市へ権限移譲。

# 1. 古都保存法の概要と施行状況

## 行為申請及び許可／不許可の状況

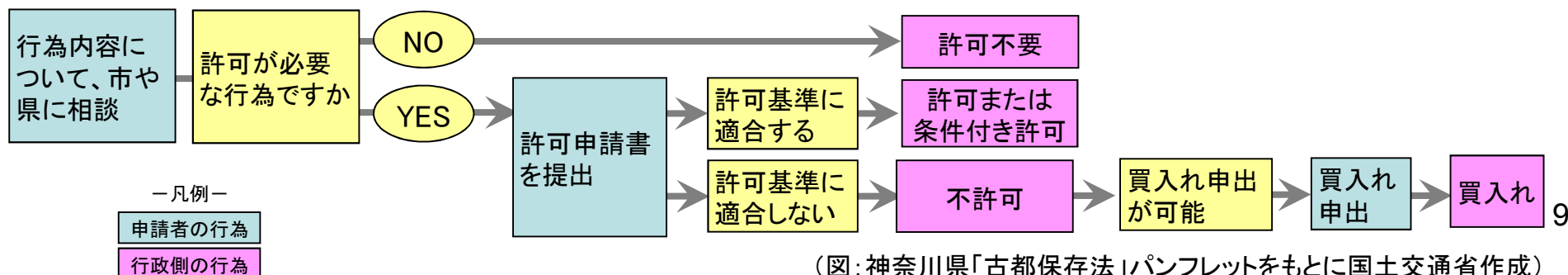
- ・歴史的風土特別保存地区における行為申請の中で、申請件数・許可件数ともに最も多い内容は、「建築物その他の工作物の新築、改築又は増築」である。
- ・最も不許可件数が多い内容は、「宅地造成、開墾等の土地の形質の変更」である。具体には、駐車場や資材置き場などがある。

平成25年度 歴史的風土特別保存地区の行為申請の状況

内容	申請件数	申請結果		
		許可	不許可	協議・保留
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	138件	131件	3件	4件
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	25件	10件	15件	0件
木竹の伐採	13件	7件	6件	0件
その他	27件	19件	7件	1件
合計	203件	167件	31件	5件

(国土交通省調べ)

### 歴史的風土特別保存地区内における行為の取り扱い



(図: 神奈川県「古都保存法」パンフレットをもとに国土交通省作成)

# 1. 古都保存法の概要と施行状況

## 土地の買入れの状況

- ・歴史的風土特別保存地区(8,832.4ha)のうち、10.0%(885.3ha)を買入れ、累計事業費は約1,100億円である。
- ・買入れ面積が最も多いのは奈良県(423.5ha)であり、特別保存地区に対する割合が最も高いのは神奈川県(30.9%)である。
- ・地目別では、どの都市においても山林が最も多くを占め、神奈川県では全てが山林となっている。
- ・奈良県では、田畑の割合も多く、全体の2割以上を占める。

歴史的風土特別保存地区における土地の買入れ面積等(累計) (単独買収分を含む)

府県 政令市	歴史的風土 特別保存地区 (ha)	買入れ地		事業費 (百万円)	国費 (百万円)
		(ha)	特別保存地区 に対する割合		
京都市	2,861.0	284.8	10.0%	31,593	23,275
奈良県	4,892.1	423.5	8.7%	60,538	41,268
うち明日香村	2,404.0	62.8	2.6%	9,531	5,472
神奈川県	573.6	177.0	30.9%	20,633	13,120
滋賀県	505.7	0.0	0.0%	0	0
計	8,832.4	885.3	10.0%	112,764	77,663

国土交通省調べ(平成26年3月31日現在)

各都市における買入れ地の地目別の割合

	山林	田	畑	その他※
京都市	90.9%	6.6%	1.5%	1.0%
奈良県	69.0%	17.0%	7.0%	7.0%
神奈川県	100.0%	—	—	—

※宅地、雑種地、原野等  
(各県市調べ(平成27年3月31日現在))

# 1. 古都保存法の概要と施行状況

## 施設整備・景観阻害物件の除却の状況

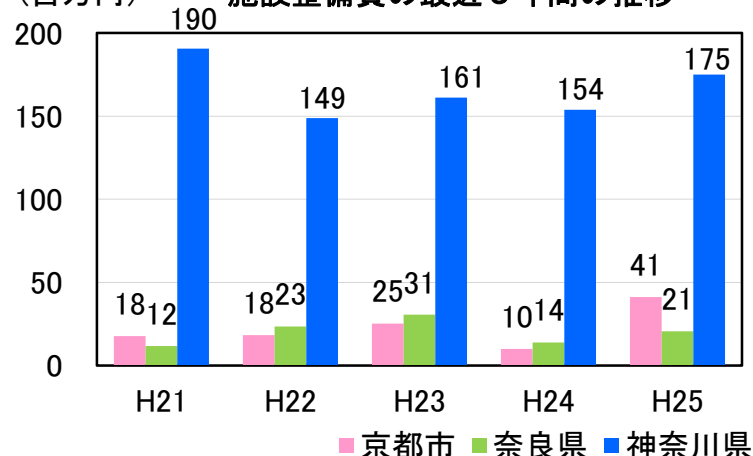
- ・社会資本整備総合交付金(古都保存事業)では、損失の補償及び土地の買入れのほか、施設整備(13事業)と景観阻害物件の除却を交付対象としている。
- ・施設整備費は、京都市、奈良県では年間2千万円程度である。
- ・神奈川県では事業費が大きく、土砂崩壊防止施設の整備が重点的に行われている。

施設整備の最近5年間の実績(のべ地区数)

交付対象事業		京都市	奈良県	神奈川県	合計
施設整備	土砂崩壊防止施設	2	2	23	27
	景観保全のための植栽	7	7		14
	防火・病虫害防除維持管理上の道路	3	4		7
	立入防止柵、標識等の管理施設	8	4		12
	散策路	2			2
	休憩所		1		1
	ベンチ	1	1		2
	解説板		2		2
景観阻害物件の除却			1		1
計		23	22	23	68

※防火施設、公衆便所、駐車場、電線地中化、水辺周辺施設は事例なし

(百万円) 施設整備費の最近5年間の推移



国土交通省調べ (平成26年3月31日現在)



土砂崩壊防止施設(京都市)



景観阻害物件の除却(明日香村)



# 1. 古都保存法の概要と施行状況

## 古都保存法施行による成果

- ・歴史的風土保存区域では、建築物等の新築や宅地の造成等の行為が規制されるため、緑地が市街化されず、広い範囲で保存されている。
- ・京都や奈良では、世界遺産の資産を保全する緩衝地帯(バッファゾーン)が、歴史的風土保存区域や都市計画法に基づく風致地区から構成されている。

京都市における  
緑地の保存状況  
(写真: 京都の景観)



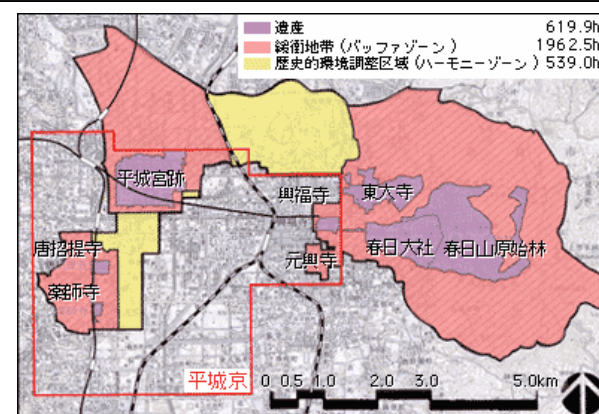
歴史的風土保存区域

鎌倉市における  
緑地の保存状況  
(鶴岡八幡宮)



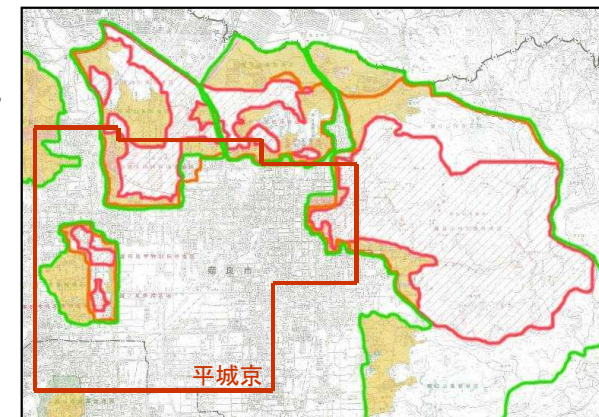
### 「古都奈良の文化財」 の世界遺産登録の範囲

- 凡例-
- 遺産
  - 緩衝地帯(バッファゾーン)
  - 歴史的環境調整区域(ハーモニーゾーン)



### 歴史的風土保存区域・ 特別保存地区・風致地区

- 凡例-
- 歴史的風土保存区域
  - 歴史的風土特別保存地区
  - 風致地区



世界遺産「古都奈良の文化財」における世界遺産登録の範囲<sup>12</sup>  
歴史的風土保存区域等の範囲 (出典: 奈良県HP)

## 2. 古都保存行政を取り巻く環境の変化

高度成長期

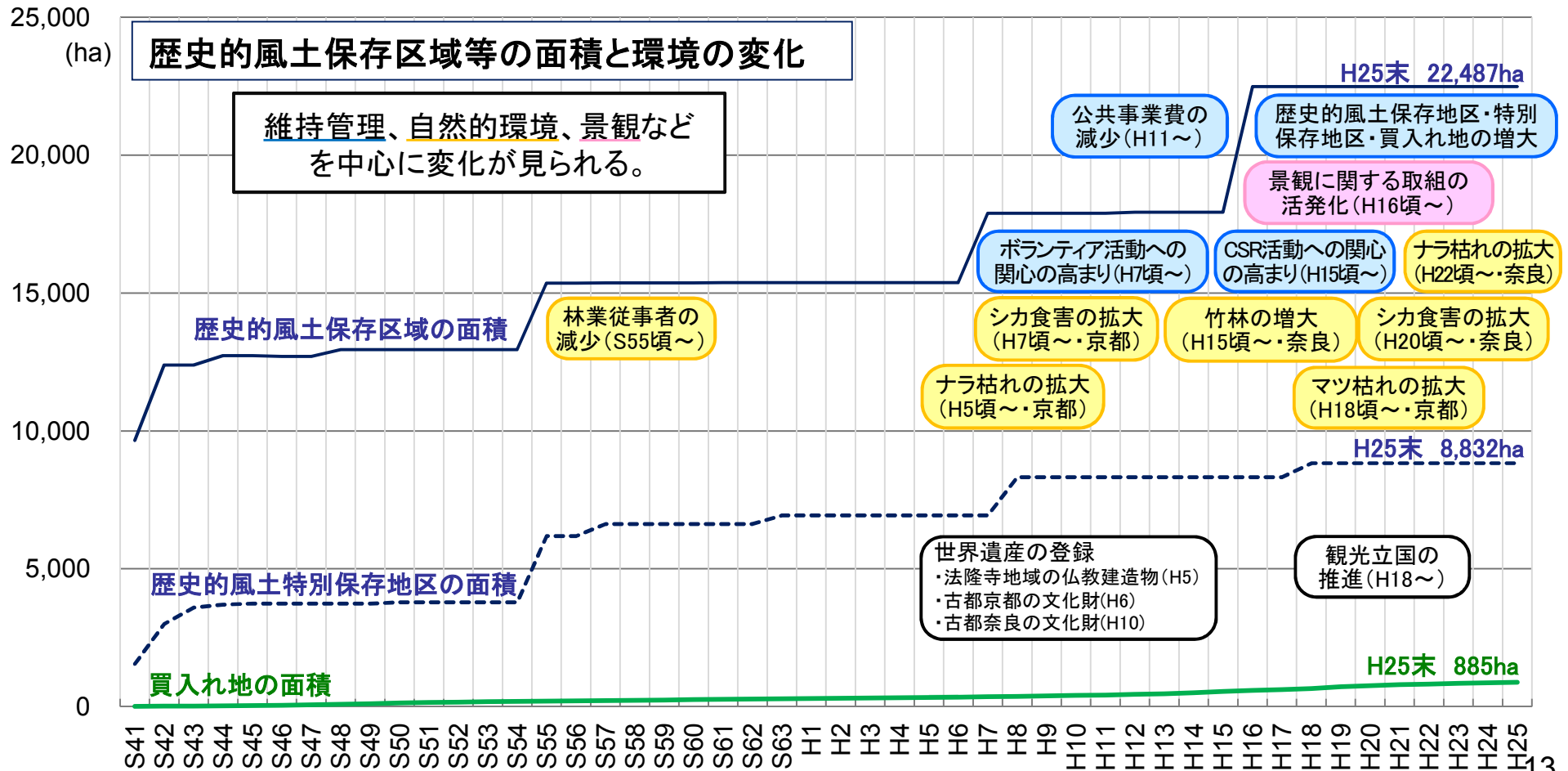
安定成長期・バブル期

バブル崩壊後～現在

S41 古都保存法  
古都指定8都市  
S44 急傾斜地法

S55 明日香法

H12 逗子市指定  
H15 大津市指定  
H16 景観法  
H18 観光立国推進基本法



(国土交通省調べ・各縣市からの聞き取りなどをもとに作成)

## 2. 古都保存行政を取り巻く環境の変化

テーマ1 維持管理について

テーマ2 自然的環境の変化

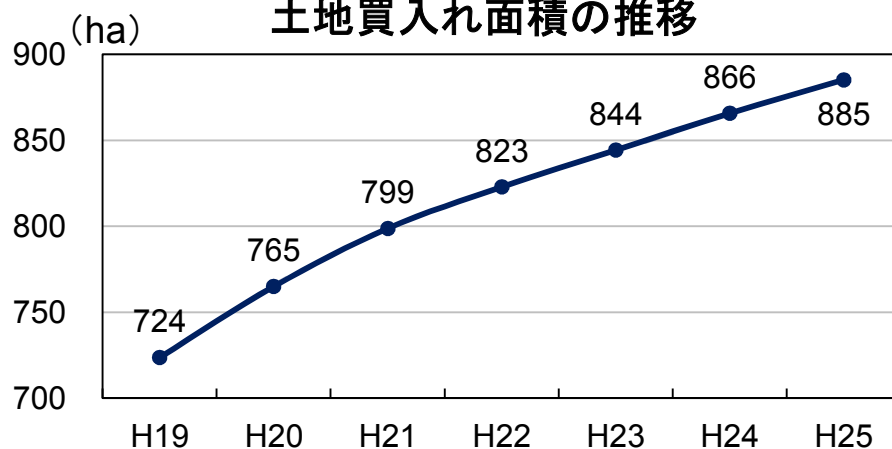
テーマ3 景観について

## 2. テーマ1 維持管理について

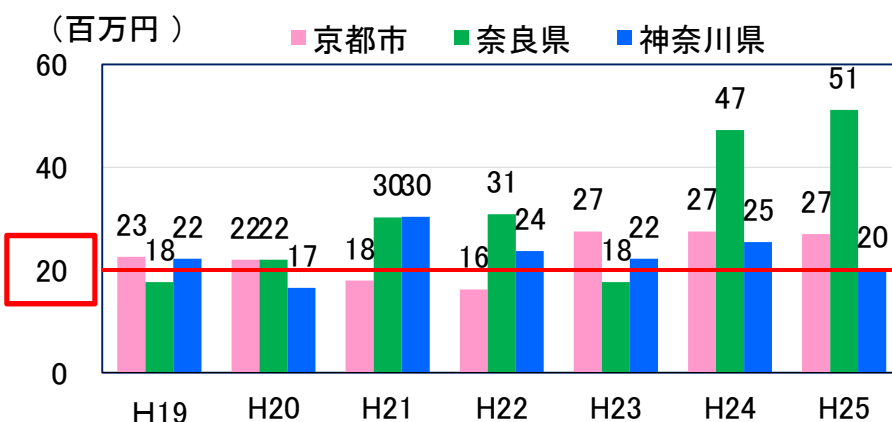
### 現状（買入れ面積と維持管理費の推移）

- ・買入れ面積は、年間20ha程度増加している。（買入れに対する国費率は7/10）
- ・買入れ地における除草、樹木剪定、枯損木処理等の維持管理は、各自治体の単費で行われている。
- ・買入れ面積が増加している一方で、維持管理費は年間2千万円程度で推移し、維持管理の質の低下が懸念される。

#### 土地買入れ面積の推移



#### 維持管理費の最近7年間の推移



#### 維持管理費の最近7年間の実績 (のべ地区数)

	京都市	奈良県	神奈川県	合計
除草	56	60	26	142
樹木剪定	49	50	39	138
枯損木処理	52	20	47	119
清掃	46	7	1	54
防虫	34	6		40
その他※	45	32	62	138
合計	282	175	174	631

※その他…巡視、園路補修、柵の設置、標識の設置、保険加入等



## 2. テーマ1 維持管理について

### 取組事例（地域住民等との連携）

・京都市では、寺院、企業、地域住民等との協働による小倉山の森林再生事業を行っている。

#### 京都市 嵯峨嵐山地区

##### ◆「小倉山再生プロジェクト」

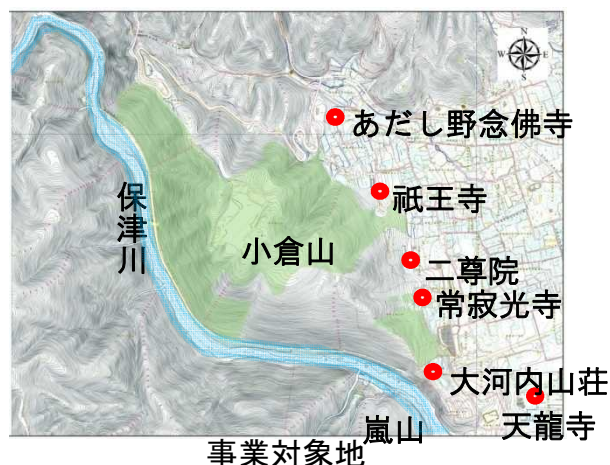
- ・小倉山において良好な森林景観を保全・再生するため、京都市や地域組織、森林所有者、地元寺院、企業などの様々な主体が連携し、それぞれの役割分担のもと展開する持続的な森林景観づくりを目指す取組み。
- ・景勝・小倉山を守る会（会長：二尊院住職）、三菱東京UFJ銀行、（公財）三菱UFJ環境財団、京都市が協定に基づき、それぞれの役割分担と共汗の下、小倉山の再生に取り組む。

平成24年度 意見交換会（計3回）京都市と小倉山周辺で自主的な森林保全活動に取り組む地域組織や地元の寺院等とが小倉山の将来像などを意見交換。

平成25年度 小倉山再生プロジェクト支援協定の締結（協定期間H25.5.10～H35.3.31）

平成25年度～ 協定に基づく取組みの実施。

H25、26年度で、地元住民ら約150人がアカマツやモミジ等の苗木延べ1,220本を植樹。



協定締結式（平成25年5月10日）



天龍寺での意見交換会の様子  
（平成24年11月2日）

## 2. テーマ1 維持管理について

### 取組事例（クラウドファンディング）

- ・古都指定都市においても、クラウドファンディング（※）を活用したまちづくりの取組事例が見られる。
- ※クラウド（crowd=群衆）とファンディング（funding=資金調達）を組み合わせた言葉。起業や個別プロジェクトに必要な資金を、その意義に共感する、あるいは投資によるリターンを求める多数のインターネットユーザーから調達する手法。

#### 鎌倉市 ◆観光ルート板の設置

- ・事業主体：鎌倉市
- ・「鎌倉が好き」「鎌倉を応援したい」と思う鎌倉ファンから1口1万円の寄附を募り、1基約10万円の観光ルート板を市内10箇所に新設するプロジェクト。（募集人数100人）
- ・寄附者の名前は、観光案内板に刻まれる。
- ・目標金額100万円に対し、100人から100万円の寄付金が集まり、目標を達成した。（募集期間：H25.11.1～12.31）



ルート板と銘版のイメージ（提供：鎌倉市）

#### 明日香村 ◆古民家の改修によるゲストハウスの整備

- ・事業主体：（株）J-roots（村内商工業者等が共同出資で設立）
- ・古民家リノベーションに必要な費用や一部運転資金にクラウドファンディングを活用し、村で初めてのゲストハウス形式の宿泊施設を整備。
- ・投資家には、1口（31,650円）につき無料宿泊券（1泊2,800円相当）と特産品（1,500円相当）のセットを1回送付。
- ・その他、村内イベント・体験プログラム等の優先案内を実施。
- ・目標金額1500万円に対し、186人から約1100万円の出資が集まっている。（H27.7.23現在）（募集期間：H26.3.4～H27.8.31）



整備後のゲストハウスの外装と内装（提供：（株）J-roots）<sup>17</sup>

## 2. テーマ2 自然的環境の変化

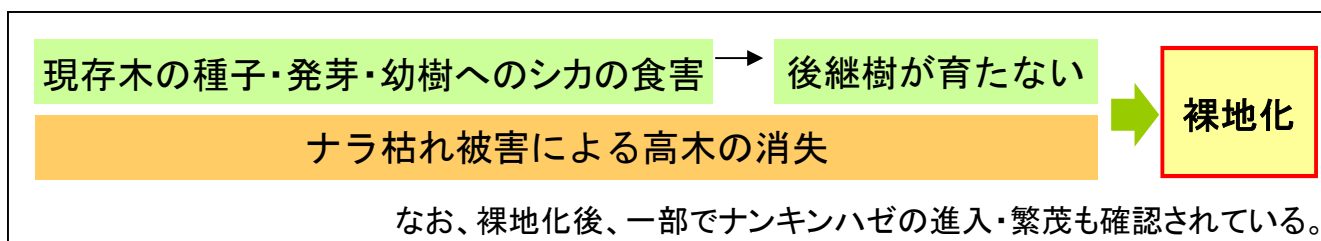
### 現状（シカの食害、ナラ枯れ等）

- ・奈良県や京都市では、シカの食害やナラ枯れなどにより、森林植生が変化している。

#### 奈良市 春日山地区

##### ◆ シカの食害、ナラ枯れによる林床の裸地化

- ・奈良市の春日山地区では、シカの食害とナラ枯れにより、林床が裸地化し、一部でシカの摂食しないナンキンハゼが繁茂するなど、植生が変化している。
- ・世界遺産の構成資産である春日山原始林についても、歴史的風土保存計画において森林美の保存に重点をおくものとされているが、同様の被害が確認されている。



#### シカの食害とナラ枯れによる植生変化の流れ



シカの食害により後継樹が育たない林床

##### (1) 春日山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、春日大社、興福寺、東大寺等の歴史的建造物と一体となる奈良公園の自然的環境の保存にあり、背景となる春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその稜線における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとする。また、春日奥山周遊道路沿道の石仏等の歴史的資産と一体となる原始林については、森林美の保存に重点をおくものとする。

奈良市歴史的風土保存計画(抜粋)

## 2. テーマ2 自然的環境の変化

### 取組事例（シカの食害、ナラ枯れ等の対策）

- ・各自治体では、シカの食害、ナラ枯れ等の対策を講じている。
- ・また、企業や団体、市民と協力し、寄付金の募集や苗木の植樹などの活動を行っている。

#### 奈良市 春日山地区

##### ◆シカ食害対策

- ・防鹿柵や食害防止用のネットの設置。



防鹿柵の設置

##### ◆ナラ枯れ被害拡大の防止

###### ○ 対策の内容

- ・枯損木…伐倒、燻蒸処理
- ・生存被害木…ビニール被覆



ビニール被覆の様子

###### ○ 対策の効果

- ・対策により、被害が大幅に拡大しておらず、一定の効果을あげているものの、対処療法的であり、抜本的な対策に結びついていない。

	H22	H23	H24	H25	H26
枯損木(本)	129	132	219	229	274
被害木(本)	291	715	957	1,375	1,084
事業費(千円)	5,375	8,194	9,729	9,717	9,997

被害と対策の状況

#### 京都市 ◆京都みどりプロジェクト

- ・美しい京都三山の森を「ナラ枯れ」から守ることを目的に、市内企業・団体へ「資金面」「PR・啓発面」で協賛を募り、ナラ枯れ対策を行う取り組み。

資金面 …協賛商品にプロジェクトのロゴマークを貼付し、その売上の一部を寄付する。

PR・啓発面…自社広告にプロジェクトのロゴマークを掲載し、PRを行う。



ロゴマーク

## 2. テーマ2 自然的環境の変化

### 取組事例（森林景観保全・再生ガイドラインの作成(京都市)）

- ・京都市では、森林景観の保全・再生には、市民やNPOなどとともに森林へ積極的に関わっていくことが欠かせないという視点に立ち、「三山の森林景観を保全・再生するための基本的な考え方」「目指すべき森林景観像とそれを導き出すための手順や技術的な指針」を示したガイドラインが作成され、同ガイドラインに基づく取り組みが始まっている。

#### 京都市

##### ◆京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン(H23.5策定)

- ・各地域に適した森林と森林景観の形成を図ることを目的として、「三山の森林景観を保全・再生するための基本的な考え方」「目指すべき森林景観像とそれを導き出すための手順や技術的な指針」を示したもの。
- ・シカの食害やナラ枯れ等への対策についても、ガイドライン中に「獣害・病虫害対策技術指針」として、とりまとめられている。
- ・市民やNPO・事業者等が森林整備に取り組む際に、専門家から専門的知識の助言が得られる「森づくりアドバイザー」制度を創設。

占有面積率の高い植物ごとに、コナラ林やスギ・ヒノキ林、シイ林など37種類の**森林類型**に区分

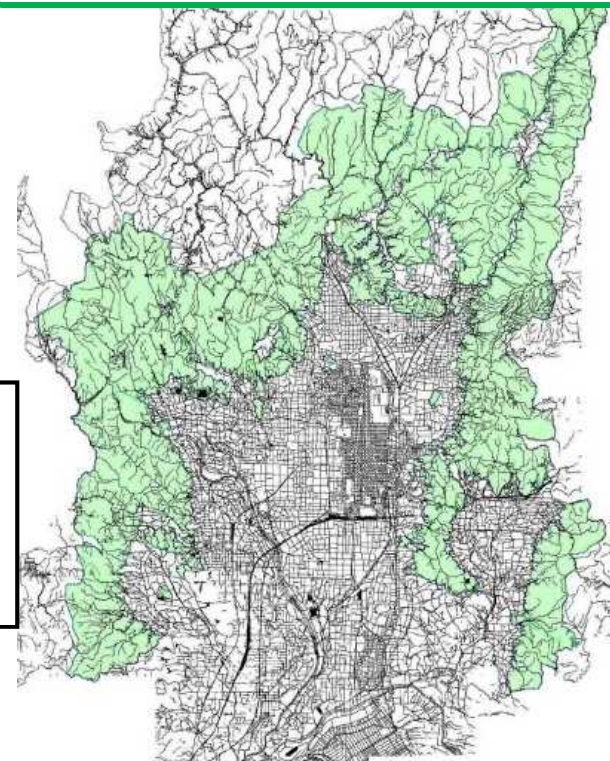
5つの要素(※1)を指標とし、これらの組み合わせにより、三山の森林を17種類の**立地類型**に区分

※1 表層地質、地形の凹凸、堆積区分、斜面勾配(傾斜)、表層土粒径

その場所に適した森林タイプの把握  
(適地適木の原則)

目指すべき森林像の決定

対象区域(※2) : 約17,000ha



※2 歴史的風土特別保存地区、京都市自然風景保全条例に基づく第1種自然風景保全地区など約17,000ha

## 2. テーマ3 景観について

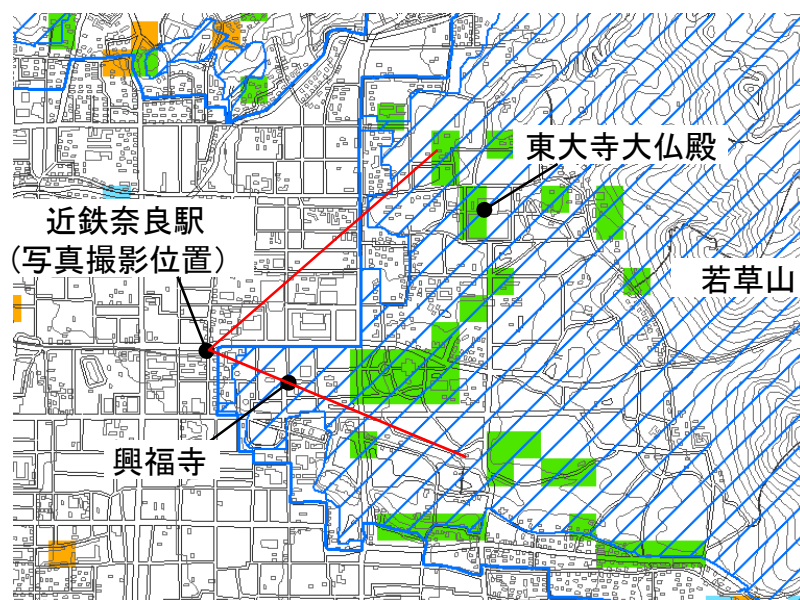
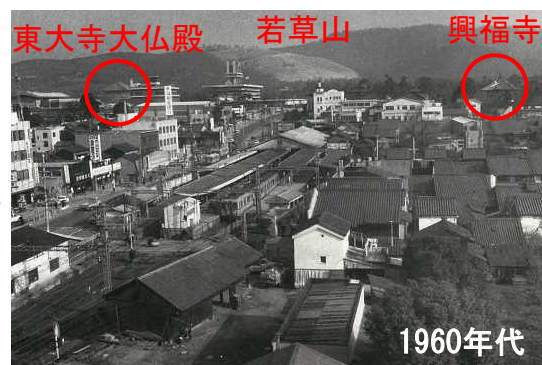
### 現状（景観の変化①）

- ・歴史的風土保存区域内の保存の主体である春日山等の山林は保存されているが、区域外の市街化により、遠方からの眺望が変化している。

#### 奈良市 春日山地区

#### 近鉄奈良駅ビル上から若草山を望む

- ・現在は大宮通沿道に公共施設等が建ち並び、東大寺大仏殿や興福寺は見えない。
- ・手前は近鉄奈良駅前の大屋根。



土地利用の変化(昭和51年(1976)→平成21年(2009))

- 歴史的風土保存区域
- ▨ 歴史的風土特別保存地区
- 農地から転換
- 森林・荒地から転換
- 水域から転換

※都市的利用(建物用途、幹線交通用地等)への転換

## 2. テーマ3 景観について

### 現状（景観の変化②）

- ・急斜面地では、毎年10～20件程度の土砂崩れや落石が発生している。
- ・土砂崩れや落石に対しては、コンクリート擁壁等を設置する防災工事が行われている。

#### 買入れ地における土砂崩れ等の発生状況

	H24	H25	H26
京都市	1件	2件	2件
奈良県	6件	2件	2件
神奈川県	8件	8件	11件
合計	15件	12件	15件

（各県市調べ）

#### 鎌倉市

##### ◆防災工事

- ・買入れ地において、土砂崩れ等により民家等に損害を与える恐れのある場所では防災工事を実施している。
- ・その際、地質状況や斜面勾配などにより、植生の回復が困難な工法を採用せざるを得ない場合もある。



表層崩壊による家屋への被害



防災工事の実施状況

## 2. テーマ3 景観について

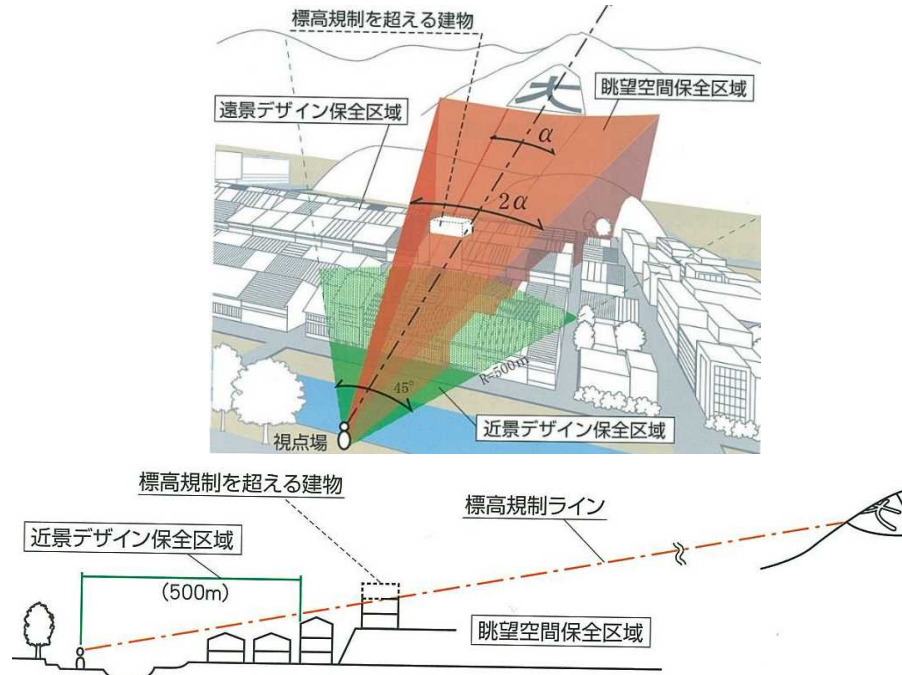
### 取組事例（条例等による行為規制）

- ・良好な眺望景観を守るために、各種の条例・計画が定められ、高さ規制やデザイン基準などが設定され、市街地からの眺望景観の保存が図られている。

#### 京都市

##### ◆京都市眺望景観創生条例

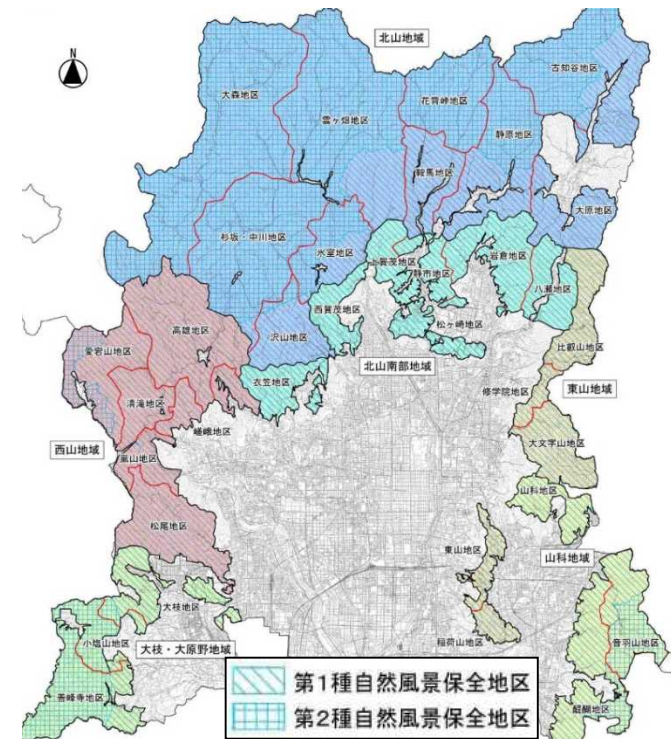
- ・市内38箇所の優れた眺望景観を保全・創出するため、建築物等について、超えてはならない標高を定める「眺望空間保全区域」、優れた眺望景観を阻害しないよう形態、意匠、色彩の基準を定める「近景デザイン保全区域」等を設定。



眺望景観保全地域の概念図

##### ◆京都市自然風景保全条例

- ・山並みの風景（自然風景）を保全するため、山並みの稜線の改変など、自然風景に影響を及ぼす現状変更行為を禁止。



自然風景保全地区



## 2. テーマ3 景観について

### 取組事例（防災工事における景観への配慮）

- ・土砂崩壊防止施設による景観への影響を最小限とするため、コンクリートを使用しない工法が採用されている事例もある。

#### 鎌倉市

##### ◆コンクリートを使用しない工法

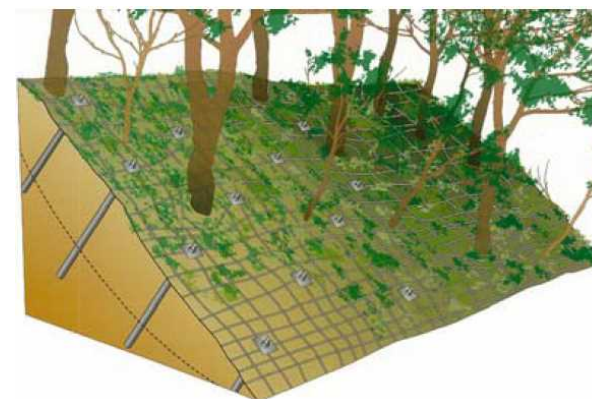
- ・地質や勾配などの施工上の制約があり、コストも高いが景観への影響は小さい。



（拡大写真）



（イメージ図）



表層の土壌、植生維持のためのワイヤー連結工法  
（鎌倉市長谷極楽寺地区）

（イメージ図出典：

「周辺環境に配慮したワイヤー連結工法の施工事例について」

平成27年度近畿地方整備局研究発表会論文集 新技術・新工法部門）